○近畿地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十六号　和歌山市中字烏帽子五七二番一から同市中字楠谷五七三番一まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

(二) 供用開始の日　平成二十九年三月二十九日

(三) 道路の種類　一般国道

(四) 路線名　百七十一号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市南松原町一〇三番から同市京口町三三七番一四まで	前	二五・四五～三八・二〇メートル	〇〇・二七〇キロメートル
	後	二五・四五～四〇・八二	〇〇・二七〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十六号　和歌山市中字烏帽子五七二番一から同市中字楠谷五七三番一まで　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

(二) 供用開始の日　平成二十九年三月二十九日

(三) 道路の種類　一般国道

(四) 路線名　百七十一号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市南松原町一〇三番から同市京口町三三七番一四まで	前	二五・四五～三八・二〇メートル	〇〇・二七〇キロメートル
	後	二五・四五～四〇・八二	〇〇・二七〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百七十一号　高槻市南松原町六七番五から同市京口町三三七番一四まで　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

(三) 道路の種類　一般国道

(四) 路線名　百七十一号

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市南松原町一〇三番から同市京口町三三七番一四まで	前	二五・四五～三八・二〇メートル	〇〇・二七〇キロメートル
	後	二五・四五～四〇・八二	〇〇・二七〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市今堅田二丁目三八番一七地内から同市本堅田四丁目字下徳二七一九二二番一まで	前	一一・九八～一四・七九メートル	〇〇・一三一キロメートル
	後	一一・九八～一四・七九	〇〇・一三一
大津市本堅田四丁目字下徳二七一九二二番一から同市本堅田三丁目字余所一四二五番八まで	前	九・七七～一五・二八	〇〇・五三八
	後	九・七七～一五・二八	〇〇・五三八
大津市衣川一丁目字余所一四二五番八から同市衣川一丁目字斧研一三八五番四まで	前	一一・一六～一四・〇〇	〇〇・〇八二
	後	一一・一六～一四・〇〇	〇〇・〇八二

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百六十一号　大津市今堅田二丁目三八番一七地内から同市本堅田四丁目字下徳二七一九二二番一まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

〃　大津市本堅田四丁目字下徳二七一九二二番一から同市本堅田三丁目字余所一四二五番八まで

〃　大津市衣川一丁目字斧研一三八五番四から同市衣川一丁目字斧研一二〇一番四五まで

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	BA 八・五〇～一三八・四〇メートル	四七・一二七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・五〇～一三八・四〇	四七・一二七	
		〇・〇〇～三〇二・〇〇	四三・六八二	
		〇・〇〇～三〇二・〇〇	四三・六八二	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十九日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　益田市乙吉町口一八番二から同市乙吉町イ一一三番一まで　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月二十九日

○九州地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十九日

九州地方整備局長　小平田浩司